

## ハラスメントに関する相談は

事業創造大学院大学では、人権委員会にハラスメント窓口を置き、ハラスメント相談員が被害者・加害者からの相談を受付けています。相談の申込・予約は、下記連絡先へ手紙(親展)・Eメール(専用)にてお願いします。

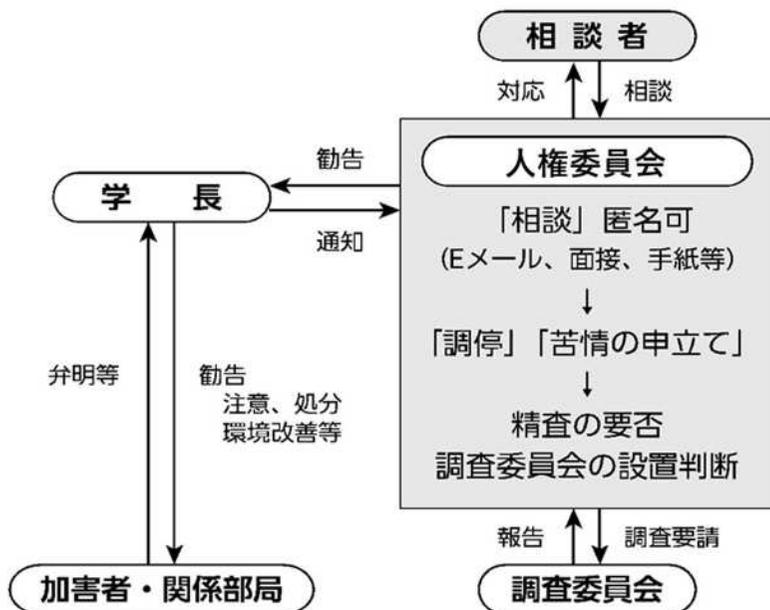
相談はこちらまで

窓 口 : 事業創造大学院大学 人権委員会

所 在 : 〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山3-1-46

Eメール:jinken@jigyo.ac.jp (専用)

### 事業創造大学院大学 ハラスメント対策路図



# ハラスメントのない キャンパスを

## 予防と救済・そして対策

事業創造大学院大学では

「人権委員会」を設置し、

「ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」・  
「ハラスメント防止及び対策等に関するガイドライン」を  
制定し、ハラスメントの防止に努めています。

学生・教職員の皆さん

協力し合いハラスメントのないキャンパスを  
つくりましょう。

人権委員会



**事業創造大学院大学**  
Graduate Institute for Entrepreneurial Studies

# ハラスメントの定義 .....

## ハラスメントとは？

相手の意に反する言動により相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為のことです。

事業創造大学院大学では、大学生活等における関係においてなされる嫌がらせ又はいじめ、若しくは不利益を与える行為を「ハラスメント」といいます。



## (1) セクシャル・ハラスメントとは？

大学生活等の場面において、他者に対して行われる性的な強要や嫌がらせ及びこれらの言動により、相手方や周囲に屈辱感や不快感を抱かせる行為のことです。

例えば・・・

- 職場や教室で男女差別を肯定するような発言をする。
- 強制的に性的行為を誘う、又は交際を働きかける。
- ポルノ写真をPCのディスプレイに表示したり、研究室や教室等に貼ったりする。
- 性的な内容の電話をかけた後、Eメールや手紙を送ったりする。

## (2) アカデミック・ハラスメントとは？

大学生活等の場面において、相手方に対して行われる教育を受ける権利の侵害、学業の妨害、教育及び研究の妨害、職務の妨害等を生じさせる不適切な言動及び差別的待遇等により、精神的、身体的苦痛を与える行為のことです。

例えば・・・

- 「言うことを聞かないと学位をやらない」等の発言をする。
- 発表や論文作成を妨害する。
- 授業をさせない、受けさせない。

## (3) パワー・ハラスメントとは？

職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
  - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
  - ③労働者の就業環境が害されるものであり
- ①～③までの要素をすべて満たすもの、のことです。

例えば・・・

- 人格までを否定した発言をする。
- 職場内で同僚・部下を孤立させる、無視する、仕事を与えない。



ハラスメントかどうかは受け手が不快に感じるかどうかによって決まるものです。  
「ハラスメントのつもりではなかった」といった行為者の認識によるものではありません!!

## ハラスメントの加害者にならないために

- これを言ったら相手方がどう思うのか、考えて発言しましょう。
- 個人的なメールは、内容に気配りすることがとても大切です。
- 相手方から指摘を受けたら、素直に改めましょう。
- 相手方からいつも指摘があるとは限りません。拒否の意思表示がなくても、それを同意あるいは合意と勘違いしてはいけません。
- この程度なら相手も許容するだろうという勝手な思いこみは禁物です。
- 執拗なメールや接触は、ストーカー行為となるのでやめましょう。

## ハラスメントではないかと思ったときには

- はっきりNOといきましょう。
- NOといえる環境づくりも必要です。
- 周囲の人も見過ごさないようにしましょう。
- ひとりで悩まず、誰かに相談をしましょう。



ハラスメントは特殊なことではなく、いつでも、どこでも、誰にでも、起こり得る深刻な人権侵害です!!

## ハラスメントの被害にあったときには

- あなたが悪いわけではありません。自分を責めるのはやめましょう。
- ハラスメントにあった日時・場所・内容の記録をできるだけ残しておきましょう。
- ひとりで悩まず、誰かに相談しましょう。
- ひとりで大学の相談窓口に行きたくないときには、誰かと一緒に行きましょう。
- 大学のハラスメント相談窓口では、相談者のプライバシーの保護には充分配慮していますので、安心して相談しましょう。

## ハラスメントの加害者?になったときには

ハラスメント行為をしてしまったのではないかと不安を持ったとき、相手方がダメージを受け、自分のしたこと深刻さに気付いたとき、ハラスメント行為をしたと訴えられたとき、

- ひとりで悩まず、誰かに相談しましょう。
- 大学のハラスメント相談窓口では、相談者のプライバシーや人権保護には充分配慮していますので、安心して相談しましょう。